

令和2年度11月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年11月10日(火)

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名

事務局 4名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第9回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、7番 亀山委員・1番 篠田委員にお願いします。
4 報告事項	<p>【報告第17号 水田の畠地変換届の報告について】</p> <p>加川議長 報告第17号、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 報告第17号の朗読</p> <p>加川議長 篠田委員さん、説明をお願いします。</p> <p>篠田委員 10月27日に、安酸委員、井上委員、農業委員会事務局の安藤さんとで現地の方を確認しました。現地には申請者も同席しておられます。 栗の木や柿の木を植えたいということです。こここの田んぼが3枚あって真ん中の方にまだ稻を植えられるということです。 木を植えたら日当たりが悪くなってしまうということで、2メートルほど間をあけて植えられるということでした。水が入って來るので、そのあたりの話も双方でされているということでした。 審議のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>加川議長 安酸委員さん、何かありませんか。</p> <p>安酸委員 別にありません。</p> <p>加川議長 井上委員さん、何かありませんか。</p> <p>井上委員 申請者は通って農業をされているということです。場所が離れてて大丈夫かということもあるかとは思いますが、大丈夫だと思います。 以上です。</p> <p>加川議長 皆様の方から報告第17号について、何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第17号、報告させていただきます。</p> <p>【報告第18号 認定電気通信事業者が行う無線基地局の設置に伴う農地転用について】</p> <p>加川議長 報告第18号、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 報告第18号の朗読</p> <p>加川議長 久古の亀山委員、見に行かれましたか。</p> <p>亀山委員 いや、聞いていません。</p> <p>加川議長 皆様、聞いておられますか。</p>

事務局	聞いていません。
加川議長	皆様の方から報告第18号について、何かご質問・ご意見はありますか。
畠委員	ちょっと確認したいことがあります。 転用期間は1年ということになっているということは、契約更新でいくということですか。
事務局	そんなことはないと思います。
事務局	記載間違いです。ここは施工の期間です。工事の期間です。 建ったらそのままです。
加川議長	そのほかに何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第18号報告させていただきます。
	【報告第19号 農地所有適格法人の報告について】
加川議長	報告第19号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第19号の朗読
加川議長	皆様の方から報告第19号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	そのほかに何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第19号報告させていただきます。
	【報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第20号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第20号の朗読
加川議長	皆様の方から報告第20号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第20号報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第51号 地籍調査事業に係る農地の地目変更の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局	議案第51号の朗読 詳細につきましては、住民課・地籍調査室の井澤さんの方から説明をお願いしたいと思います。
井澤職員	先月10月の定例会の際に配布させていただきました、こちらの資料について説明をさせていただきます。 この度、報告いたします地域は、大字岸本から大字遠藤までで、一部大殿を含む地区となります。調査期間は平成30年から令和2年です。 すでに担当地区の農業委員さんには、農地パトロールの際、現地確認をしていただいています。詳細につきましてはお手元の資料のとおりです。 なお参考に申し上げますと、本定例会で審議を受けたのち、岸本・吉長・押口・大殿、役場を含む岸本から吉長までですが、この地区の本閲覧を行います。 日程につきましては、11月12日から12月2日まで。感染症対策として、説明が要

	<p>る方のみ電話でご予約をいただき、11月26日および11月27日の午後1時から午後5時までコンサルタントを役場に常駐させ、対応いたします。</p> <p>その他の方については、閲覧確認書を返信用封筒にてお返しいただく方式にいたします。ただしこの地区は、昨年11月に仮閲覧を実施している地区ですので、特に問題はないと考えています。また遠藤を除くその他の地域におきましては、令和2年度・本年度中に閲覧の方を実行させていただく予定にしています。</p> <p>よろしくご支援いただきますよう、お願いします。</p>
加川議長	<p>皆様、事前に目を通していたいいると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>なかなか担当地区以外の方は、見られてもわからないと思います。特に野坂委員さん、どうでしょうか。</p>
野坂委員	ここは40年位前、家が変わった時に、そこの家の田んぼの地目が宅地になっていたりしています。何十年も前から地目が変わっています。
井上委員	そういうのをこの地籍調査で調べるわけです。
野坂委員	それとなぜか、公共用地みたいなところもたくさん地目が変わっているようです。
井上委員	それは多分道路を拡げたりする時に、用地を買収しますがその時に地目変更を行政が全部してなかつたのだろうと思います。
事務局	公共工事になると、地目変更は農業委員会の許可案件でもないですし、よく報告で、公共工事で転用の報告が上がるとは思います。所有権移転登記はもちろんしますが、地目変更まですることはほぼないと思っています。
井上委員	これが出てくると、今度は法務局に出て、変更の登記をするんですよね。
地籍調査室職員	閲覧を通して、それで県の検査を受け、3年以内くらいに法務局に登記をします。
井上委員	そうなると、きれいになります。
加川議長	いずれにしても、これが通れば、法務局の方で変えていくので、きれいになります。
事務局	地籍調査が入れば、きれいになります。
野坂委員	それはわかっていますが、行政には考えてもらいたいと思います。
加川議長	そういうことですので、皆様ご承知願いたいと思います。 この案件はこれでよろしいでしょうか。
井上委員	地籍調査の担当職員の方が来られているので、ちょっとお尋ねしますが、今までそういう案件が農業委員会に諮られて出ているわけですが、それにつきまして登記が終わつたというのはなかなか目に見てこないですけど、進捗状況はいかがなものでしょうか。
井澤職員	まだ一部終わつてないところがありますが、基本的には閲覧が終わつてから1年以内に検査を受けるということになっています。 どの地区というのは、今答えを持ち合わせていませんので、また個別に聞きに来ていただけたら、資料をもってご説明させていただきたいと思います。
井上委員	というのは、農地パトロールする関係もあって、それが早く終わればそこは農地パトロールする必要がないわけです。ですから結論としては、早くやっていただきたいということです。
中曾委員	今後の地籍調査の計画を教えていただけないでしょうか。
地籍調査室職員	国土調査法に基づく重点地域という所から岸本地域では今遠藤まで終わっています。来年は遠藤の圃場をやり、次に日野川沿いの大殿・大寺から殿河内に向けて調査をして、

	次の10年くらいで岩立・金屋谷のあたりをやっています。それから溝口から谷川に向かう予定にしていますが、おそらく大寺とか溝口はかなり宅地が混んでいるので、予定どおりには必ずいかない地域だと思います。筆がかなり密集していますので。溝口では要するに溝口の町中とかに向かう予定にしています。
中曾委員	坂長や岩屋谷の高台などは、10年以上先になりますか。
井澤職員	無理だと思います。
加川議長	その他に何かご意見・ご質問はありますか。 せっかく地籍調査の職員が来ておられますので、何かあればお願ひします。 ないようでしたら、採決をさせていただきます。
	議案第51号、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第51号は、可決・承認されました。
	井澤職員、ありがとうございました。
加川議長	議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第52号の朗読
加川議長	議案第52号、地元農業委員の畠委員さんの方から説明よろしくお願ひします。
畠委員	10月26日に池口委員、福島委員と農業委員会事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。事務局から説明がありましたように、住宅を建てられますが、面積は1,500m ² ということです。その住宅の並びに林業をされていますので、その関係の車の駐車場とか倉庫を建てるということです。 航空写真でも、10年近く耕作されていませんので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	池口委員さん、何か補足説明はありますか。
池口委員	畠委員さんの言われるとおりですが、補足といたしまして、以前、今回の譲受者がこの田んぼを耕作されていたということもありまして、何も問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。 議案第52号につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
	議案第52号、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第52号は、可決・承認されました。
加川議長	続きまして議案第53号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第53号1、議案第53号2、朗読
加川議長	説明が終わりました。1番から審議に入りたいと思います。 地元農業委員の畠委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
畠委員	10月29日に、池口委員、福島委員と農業委員会事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。こちらの航空写真を見ていただいたたら、ちょうど山の際のあたりで、ここは隣接地に近い方の草刈りが少しありますが、3分の2以上は原野です。

	進入路がないということで、3分の1は草刈りがしてありますが、自分の代でいつまで出来るかわからないので、今回非農地の申請をされました。 何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	池口委員さん、何か補足説明はありますか。
池口委員	畠委員の言われるとおり相違ありませんので、何ら問題はないと思います。
加川議長	説明終わりました。議案第53号の1につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	議案第53号の1につきまして、他に何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	ないようですので、議案第53号の1について、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	では、採決に入らせていただきます。
	議案第53号の1について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第53号の1は、承認されました。
加川議長	議案第53号の2番ですが、立証者は中曾委員さんと書いてありますが、今事務局に確認したところ、事務局だけで現地確認をされたようですので、事務局の方から何かありますか。
事務局	書いてあるとおりです。
加川議長	議案第53号の2について、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
妹尾委員	他にもこのような土地はあるんですか？
事務局	事務局では、把握していません。
加川議長	議案第53号の2につきまして、その他に何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	ないようですので、議案第53号の2について、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	では、採決に入らせていただきます。
	議案第53号の2について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第53号の2は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第54号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第54号、朗読
加川議長	議案第54号につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	議案第54号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第54号は、承認されました。
加川議長	次に議案第55号、農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第55号、朗読
加川議長	議案第55号 農用地利用配分計画（案）について、何かご質問・ご意見はありますか。
	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

	議案第55号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第55号は、可決・承認されました。
加川議長	本日の議案は、以上で終わります。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	産業課で、人・農地プランというものの実質化ということに取り組んでいまして、昨年も農業委員会の中で説明をさせていただいたのですが、農業委員会も関わってくることなので、また改めて、説明を産業課の方からさせていただきたいと思います。
事務局	人・農地プランの実質化への農業委員会の協力について説明
事務局	<p>集落を出た時に、農業委員さんや推進委員さんの方から、いろいろ何かものを言っていただくということではありません。あくまでも事務局・産業課を中心として、説明をしたところに行っていただいて、いろいろご意見の助言をいただくというような形になると思います。ただ加川会長さん達と、県の協議会とか西部の協議会に出た時にも、今農業会議からは実質化の農業委員さん・農地利用最適化推進委員さんの積極的な参加というのを常に言われていますので、そのあたりのことを本日は頭に入れておいてお帰りいただきたいと思います。</p> <p>たとえば、大江集落に行くので、井上委員さんにこれを勉強してきて下さいというようなことは、一切ありません。出て農業委員さんの持つておられる知識の中で、助言をいただければというのが一番です。ただその場に、同席していただきたいということです。よろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	皆様、何かご意見等ありますか。
井上委員	質問です。その表の中に、実質化困難とか、あるいは実質化済とかいうのがあがっていて、2020年度にはどこどこの地区をやりますというのがありますが、これはどうやって実質化困難というのを判断しておられるのですか。
事務局	<p>先に実質化済というのは、国の基準がありまして、1枚目一番最後に載せていますが、この行程表を作るというのは、昨年度に国から要望がありまして、その中で、2番ですが、すでに中心経営体の経営面積が過半を占めているとか、農地の受け手が特定されているとか、ある程度話し合いが出来ているという地区については、もう実質化済みということで登録しても良いということでしたので、その段階で町の方で決めさせていただいたのは、『清山・丸山・吉定』の三地区についてはもう出来ているということで、終わっています。</p> <p>その他の当面は実質化困難と入れさせていただいたのは、事務局の方でまず進められる所から進めていくこうということがありますので、進めていける所をまず作りまして、そこを工程表に入れています。その他については、まだ時期等決められませんので、実質化困難ということで、一応報告をさせていただいている。出来ないという意味ではなくて、今後していかなくてはいけませんが、まず取り組めるところからということで、その他については、実質化困難という表記をさせていただいている。</p>
井上委員	今年度実質化を行うところですが、それを集落の方は、やろうというような雰囲気にな

	つてはおられるのですか。
事務局	お願いしているところと、お願いしていないところがありますが、基本的には今年、中山間集落協定の第5期対策が始まっています。その対象集落については、ちょうど中山間の方も今年から國の方針が変わりまして、集落も戦略を作りなさいと言うことで、同じような取り組みをしなくてはいけませんが、内容はほぼいっしょですが、それに合わせさせてさせて下さいということで話をさせていただいている。 あと中山間集落協定に入っておられない地区については、場所によって、また相談させていただけたらと思います。
上田委員	この農地とか、人・農地プランの実質化について、これを組んでいないと、認定農業者の人などは支援を受けられなくなるのですか。
事務局	国の支援を受けられなくなります。 ただ全部ではなくて物によってです。資料の11ページを見ていただくと、人を対象とする支援策の②の方ですが、たとえばJ資金の負担軽減とかというのは、中間管理機構からの農地貸付けであれば、別に人・農地プランが出来ていなくても良いというのもありますが、その他については国の補助を受けられないという形になります。 ただ事業として、国の補助だけではなくて、県の補助も町の補助もありますので、全部の補助が受けられなくなるわけではありません。国庫補助については、これがないと今受けられないということです。
上田委員	その国庫補助を受けている方というのは、認定農業者の中に結構おられるのですか。 というのも、認定農業者を目指したいという方が、もし貸してもらえる農地があれば探してみてもらえないかという話を私も聞いていますが、こういった制度が変わってきたら大変だと思いますので。
事務局	今、国の事業で機械導入とかはほとんどありません。 畜産とかはありますが、県がほとんどです。町の補助率は悪いので、基本的には県の事業を使っています。国の事業で入れられるのもありますが、今まででは実質化をされていません。 もうこれからはそれがないと補助を受けられません。
事務局	可能性がありそうなところは、一応今年の工程表に載っている地区ですので、今後あればまた教えていただきて、していかないといけなくなるかも知れません。ただ事業によつてなのですが。
上田委員	これはだいたい集落単位で、組むのですか。
事務局	はい、そうです。
事務局	今、認定農業者の方は、ほとんど県事業です。機械導入も県事業です。 法人組織にされて受けられています。国の事業は補助率が高いので、出来ればこれを目指した方がいいです。 ただ集約が出来る集落でないといけません。
上田委員	さほど影響はないということですか。
事務局	いえ、国の事業は補助率が高いので、これを目指した方がいいです。集約が出来る集落でないとダメです。 見ていただければわかりますが、営農組合にされているところがほとんどです。 父原・吉定・丸山、中に中心的な組合があるというところです。

野坂委員	農地だから、このような畠はありますか。
事務局	あります。
事務局	畠が多いと難しいかも知れません。
事務局	父原集落とかが中山間の集落協定と分けているのは、そういうニュアンスがあります。
事務局	父原集落と大江集落は、このニュアンスがあるので、集落としてはひとつですが分けてあります。
事務局	分ければいいです。 区域をどのようにしてわけるかということだと思います。 その集落に中山間の集落協定があればいいのですが。 結局国の事業なので、どこまで分けられるかということは、協議しながらということにはなると思います。
事務局	多分、無理ではないかと思います。
井上委員	地主さんに、お金が出るようなことはありませんか。
事務局	地主さんに対しては、集積協力金があります。 10ページの方に、地区を対象とする支援措置があります。 機構集積協力金の関係は、集約率によって変わりますが、地主さんにお金が1万五千円出ます。
井上委員	ある人がほとんどの農地をある人に貸しておられます。 早くしてほしいそうです。
事務局	大江集落は今、その話をもうさせてもらっています。今アンケートを出しています。 両方からお話をいただいている。今、相談中です。
井上委員	はい、わかりました。
加川議長	今、事務局の方から説明がありましたが、よく分かったのではないかと思っています。 これでよろしいでしょうか。 何かご不明な点があれば、またあとで事務局の方にお問い合わせをお願いしたいと思います。 以上で、事務局からの説明は終わります。
加川議長	その他に、何かありませんか。
事務局	令和2年10月13日にご案内させていただいている『令和2年度農業委員会特別研修会』に、篠田委員、安酸委員、内藤委員に出席していただきたいという話をさせていただきました。 改めて、時間と日付のご案内ですが、令和2年11月19日木曜日午後1時30分から午後3時30分まで研修があります。本庁舎正面玄関に、当日午前11時50分に集合して下さい。会場は倉吉未来中心まで公用車に乗り合わせで向かいたいと思います。各自昼食を取ってから、集合お願いします。服装は本日のような正装でお願いします。筆記用具をご持参下さい。よろしくお願いいたします。 また通知があると思いますが、ご不明な点があればまた事務局の方にお問合せ下さい。それから定例会終了後に、農地部会を開催したいと思いますので、関係委員の方はそのまま残っていただいて、農地部会にご参加下さい。 事務局からは以上です。
加川議長	次回の定例会は、12月11日金曜日、午前9時30分から岸本公民館の大会議室で行

	<p>いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>例年12月に、皆様と忘年会を盛大にしていましたが、今年はコロナで開催はどうかとは思いますが、7月に新しく農業委員が決まった時に、いつもは顔見せ会を行っていましたが、コロナ真っ盛りで止めていますし、皆様方、忘年会の開催はいかがでしょうか。した方がいいということになれば、11日の定例会後に肃々と開催したいと思います。今この時期だから止めた方がいいということにいふことであれば行いません。</p> <p>皆様方のご意見は、どうでしょうか。</p> <p>いろいろご意見が出ていますが、忘年会はなしということにしたいと思います。</p>
畠委員	とりあえず北海道の方も大変な状況なので、今回の忘年会はなしにしても、新年会の方は推移を見ながら、一応予定してはどうでしょうか。
加川議長	今畠委員の方から、今回の忘年会は中止で、新年会の方は様子を見ながら、行ないたいと希望しておきます。 そうしますと、忘年会は中止ということにいたします。
事務局	来月の定例会は、岸本公民館の大会議室で行います。
加川議長	以上をもちまして、第9回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前10時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 畠田 晴郎

7番 信山 茂登

